

**地域の魅力発見・みんなでつくるデジタルマップ事業
デジタルマップ作成等業務公募型プロポーザル募集要領**

1 目的

本事業は、県北地方に関わりを持つきっかけをつくるため、地域住民や行政だけではなく、地域資源（地域の人や特産品等）を含む外から見た県北地方の魅力を地域住民や観光客等から収集し発信していくことで、国内外からの来訪意欲向上を図り、将来的な関係人口や移住人口になり得る交流人口を拡大させることを目的として実施する。

この事業を効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務の概要

（１）業務の名称

地域の魅力発見・みんなでつくるデジタルマップ事業デジタルマップ作成等業務

（２）業務内容

別紙「地域の魅力発見・みんなでつくるデジタルマップ事業デジタルマップ作成等業務委託仕様書(案)」のとおり

（３）委託業務期間

委託契約締結日から令和８年３月３１日（火）までの期間

（４）委託費の上限（見積限度額）

７，１００千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザルに係る事項

（１）プロポーザル参加者の資格

本プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に扱う。

ア 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

ウ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第４１条第１項に規定する更生手続開始の決

定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者。

カ 県税を滞納している者でないこと。

キ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 募集要領等の入手方法

募集要領及び企画提案に係る様式については、福島県県北地方振興局ホームページからダウンロードして入手すること。窓口又は郵送等での配布は行わない。

4 質問書の受付

質問がある場合は、「質問書(第1号様式)」を次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和7年6月18日(水) 12時まで(必着)

(2) 提出方法

「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで電子メール又はFAXで提出

すること。件名は「【質問】地域の魅力発見・みんなでつくるデジタルマップ事業 デジタルマップ作成等業務」とし、電子メール・FAXとも電話にて送付した旨を連絡すること。

なお、電話による質問は受け付けない。

(3) 回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年6月20日（金）17時までに福島県県北地方振興局ホームページに掲載する。

5 参加申込書の提出（必須）

プロポーザルに参加する意思のある者は、「プロポーザル参加申込書（第2号様式）」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月25日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで電子メール、FAX、郵送又は持参で提出すること。

※ 持参する場合は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の9時から17時までとする。

※ 電子メール、FAX、郵送で提出した場合は、電話にて送付した旨を連絡すること。

(3) 留意事項

参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

また、提出期限までに参加申込書を提出しなかった者は、6に定める企画提案書の提出ができないものとする。

6 企画提案書の提出（必須）

企画提案書は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月30日（月）17時（必着）

(2) 提出方法

「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで郵送又は持参により提出すること。（電子媒体等による提出は認めない。）

※ 持参する場合は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の9時から17時までとする。

※ 郵送で提出した場合は、提出期限までに到着するように送付すること。

(3) 提出書類

別紙1「企画提案書作成要領」で定める書類及び部数を提出すること。

(4) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ア プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。
- イ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。
- ウ 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じてプロポーザル参加者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

7 企画提案書の提出に係る留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 2(4)に示す委託費の上限額を超える提案があった場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、プロポーザル参加者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- キ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ク その他、県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。

(3) 提出書類の変更及び返却

提出期限後の企画提案書の変更、差し替え若しくは再提出はできない。また、提出書類は返却しない。

(4) 辞退

参加申込書又は企画提案書を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(6) その他

提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

8 プロポーザルの審査に関する事項

審査会を開催し、審査委員が提出された企画提案書等の評価を行い、委託契約候補者を選定する。審査基準等は別紙2を参照のこと。

(1) 審査会（プレゼンテーション）

審査会はオンラインで実施する。

ア 日時（予定）

令和7年7月7日（月）※都合により変更となる場合がある。

時間等詳細については、別途連絡する。

イ 方法

プレゼンテーション（15分以内）及び質疑応答（10分以内）を実施する。

なお、プレゼンテーションにおいて説明に用いることができる資料は、提出した企画提案書のみとする。

(2) 審査基準及び評価基準

別紙2「地域の魅力発見・みんなでつくるデジタルマップ事業デジタルマップ作成等業務委託公募型プロポーザルにおける審査基準と評価基準」参照のこと。

(3) 委託契約候補者の決定

審査委員は、審査基準の項目ごとに評価基準により評価点をつける。各審査委員の評価点を合計して総合得点を算出し、総合得点の最も高かった者を委託契約候補者（単独随意契約予定者）とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定する。

ただし、加点措置を除いた企画内容等に関する評価配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の60%以上の合計点を得ていることを最低基準とする。

なお、得点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会において協議し、委託契約候補者及び次点者を決定する。

(4) 結果の通知等

審査結果は、全てのプロポーザル参加者に通知するとともに、福島県県北地方振興局ホームページにおいて委託契約候補者を公表する。

なお、選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間（土、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。また、その回答は書面が到達した日から起算して10日以内に行い、その場合の回答の内容は「説明請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとする。

9 契約手続等

(1) 仕様書の協議

選定した委託契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結する。

仕様書の内容は、委託契約候補者が提案した内容を基本とするが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で仕様書を作成することがある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果より作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限額を超えないものとする。

(3) その他

委託契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、次点者と協議するものとする。

10 公正なプロポーザルの確保について

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、委託契約候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁北庁舎4階

福島県県北地方振興局

企画商工部地域づくり・商工労政課（担当：副主査 藤原）

電 話 024-521-2658

FAX 024-521-2853

メールアドレス kenpoku-shoukourousei@pref.fukushima.lg.jp

12 スケジュール

令和7年6月11日（水）	募集要領の公表
令和7年6月18日（水）12時まで	質問書の提出期限
令和7年6月20日（金）17時までに随時	質問回答
令和7年6月25日（水）17時まで	参加申込書の提出期限
令和7年6月30日（月）17時まで	企画提案書の提出期限
令和7年7月 7日（月）	審査会
令和7年7月 7日（月）以降	審査結果の通知
令和7年7月 8日（火）以降	契約締結